

熊谷市告示（乙）第 1 8 4 号

令和 6 年能登半島地震による被災納税者に対する市税の申告等の期限を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 9 日

熊谷市長 小 林 哲 也

令和 6 年 1 月 2 5 日付け熊谷市告示（乙）第 1 4 号（地方税法及び熊谷市税条例の規定による申告等の期限の延長について）において別途熊谷市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる指定地域に市税の納付地を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 0 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 0 月 3 1 日とする。

指定地域	
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、 鳳珠郡能登町